

## 医療情報取得加算に係る掲示

当院はオンライン資格確認を行う体制を有し、マイナ保険証による診療情報の取得・活用をすることにより、質の高い医療の提供に努めております。

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。

- 初診料 1点
- 再診料（3ヶ月に1回に限り算定） 1点

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。